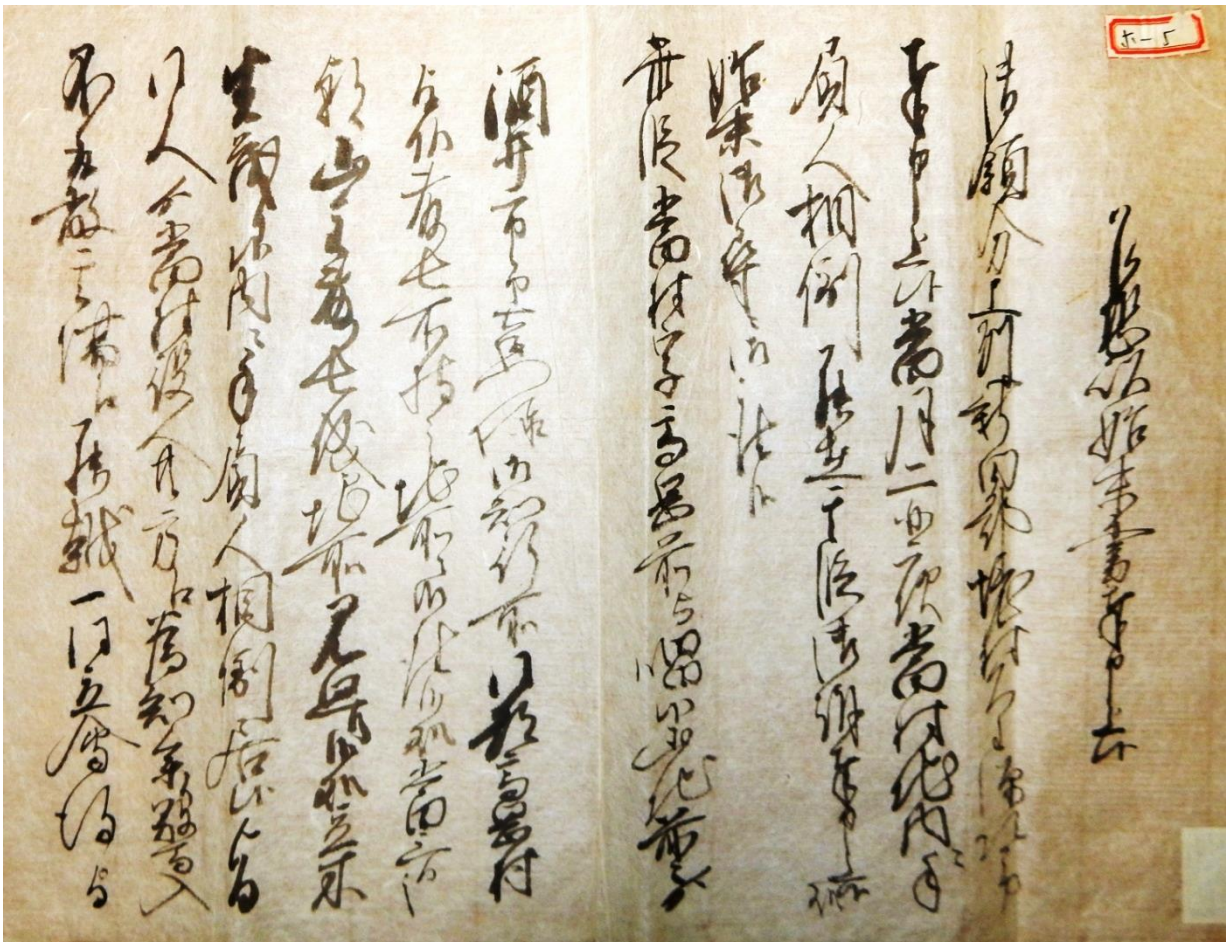


【24】乍恐以始末書奉申上候（国定村無宿忠次郎・三ツ木村無宿文蔵、島村伊三郎殺害一件始末申上書、天保五年七月）

（伊勢崎市境東「福島英一家文書」P〇一一〇・No.一四一七）



《釈文》

乍恐以始末書奉申上候

御領分上州新田郡境村名主源次郎、

奉申上候、當月二日夜、當村地内二手

負人相倒罷在、其段御訴奉申上候処、

始末御尋二御座候

此段當村字高岡前与唱候山地、前々より

酒井市郎右衛門様御知行所同郡高岡村

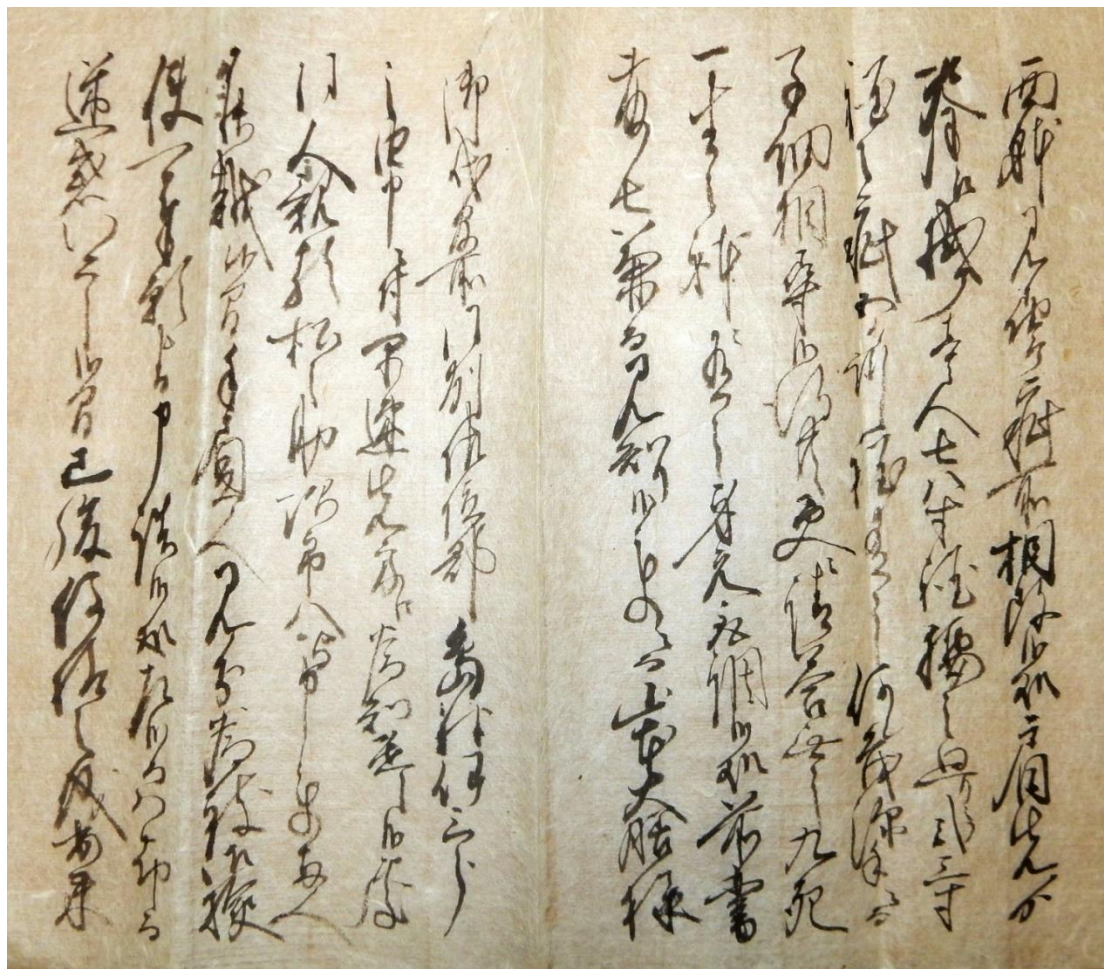
与頭藤七所持之地所二御座候処、當三日之

朝、山主藤七儀、地所見廻り候処、立木

生茂り候内二手負人相倒居候旨、

同人より當村役人共方江為知参り驚入、

不取敢、其場江罷越、一同立会、得与



面軀見届ケ、疵所相改候処、肩先より

背江掛ケ耆尺七・八寸程、腰之廻り二式・三寸

程之疵五ヶ所程有之、何レ茂深手二而

子細相尋候得共、更二請答無之、九死

一生之軀二有之、身元取調候処、前書

藤七、兼而見知り候もの二而、山本大膳様

御代官所同州佐位郡島村伊三郎

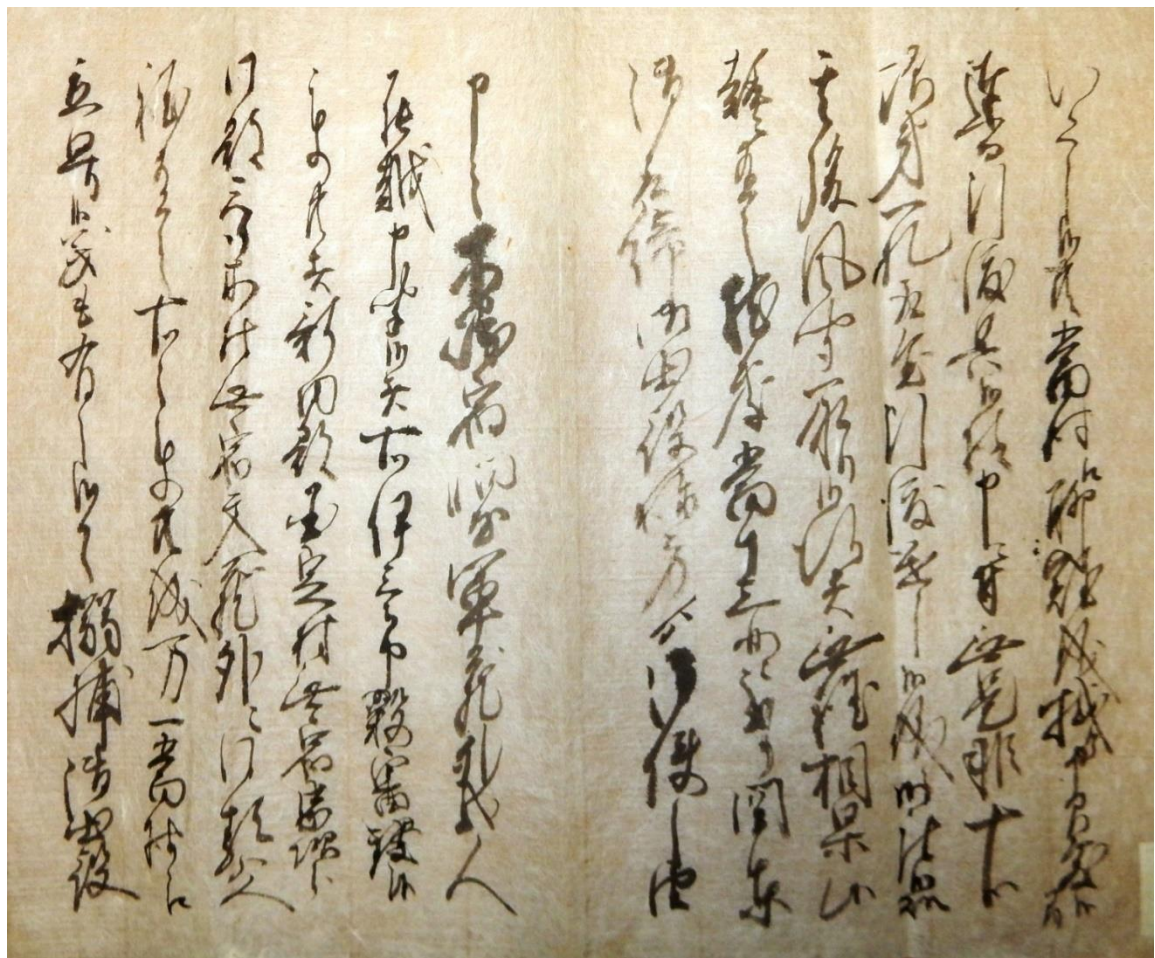
之由申二付、早速先方江為知遣し候處、

同人親類松之助・次郎八与申もの兩人

罷越候間、手負人見分為致、御検

使可奉願旨申談候処、左候而八却而

迷惑いたし候間、已後何様之儀出来



いたし候共、當村江聊難儀掛ケ申間敷候間、

達而引渡呉候様申二付、無是非右

次第一札取置、引渡遣し候儀御座候処、

其後風聞承り候得者、無程相果候

趣二有之、然處當十三日二至り、関東

御取締御出役様方より御使之由

申之、木崎宿問屋軍蔵外式人

罷越申間候者、右伊三郎殺害致候

もの共者、新田郡国定村無宿忠次郎・

同郡三ツ木村無宿文蔵、外二同類八人

程有之、右之もの共儀、万一當村江

立廻り候義も有之候八、搦捕、御出役



先江御訴可申上、御出役様方与り

當村江可申通旨被 仰渡之趣ヲ以、

軍蔵外式人より達し有之候二付、

則別紙写之通使中迄請書

差出し、昼夜無油断心附罷在候

儀二御座候

前書申上候通少茂相違無御座候、以上

御領分

天保五年七月十九日 上州新田郡境村

名主

源次郎

貝淵

郡方

御役所

《読み下し文》

恐れ乍ら始末書を以て申し上げ奉り候

御領分上州新田郡境村名主源次郎、

申し上げ奉り候、當月二日夜、當村地内に手

負人相倒れ罷り在り、其の段御訴え申し上げ奉り候処、

始末御尋ねに御座候

此の段當村字高岡前と唱え候山地、前々より

酒井市郎右衛門様御知行所同郡高岡村

与頭藤七所持の地所に御座候処、當三日の

朝、山主藤七儀、地所見廻り候処、立ち木

生い茂り候内に手負人相倒れ居り候旨、

同人より當村役人ども方へ知らせ参り驚き入り、

取り敢えず、其の場へ罷り越し、一同立ち会い、得と

面躰見届け、疵所相改め候処、肩先より

背へ掛け耆尺七・八寸程、腰の廻りに式・三寸

程の疵五か所程之れ有り、何れも深手にて

子細相尋ね候えども、更に請け答え之れ無く、九死

一生の躰に之れ有り、身元取り調べ候処、前書

藤七、兼ねて見知り候ものにて、山本大膳様

御代官所同州佐位郡島村伊三郎

の由申すに付、早速先方へ知らせ遣わし候處、

同人親類松之助・次郎八と申すもの兩人

罷り越し候間、手負人見分致させ、御検

使願い奉るべき旨申し談じ候処、左候ては却つて

迷惑いたし候間、已後何様の儀出来

いたし候とも、當村へ聊かも難儀掛け申す間敷く候間、

達て引き渡し呉候様申すに付、是非無く右

次第一札取り置き、引き渡し遣わし候儀御座候処、

其の後風聞承り候えば、程無く相果て候

趣きに之れ有り、然る處當十三日に至り、関東

御取締御出役様方より御使の由

之れ申し、木崎宿問屋軍蔵外式人

罷り越し申し聞き候は、右伊三郎殺害致し候

ものどもは、新田郡国定村無宿忠次郎・

同郡三ツ木村無宿文蔵、外に同類八人

程之れ有り、右のものども儀、万一當村へ

立ち廻り候義も之れ有り候はば搦め捕り、御出役

先へ御訴え申し上げべし、御出役様方より

當村へ申し通すべき旨仰せ渡されの趣きを以て、

軍蔵外式人より達し之れ有るに付、

則ち別紙写しの通り使中迄請書

差し出し、昼夜油断無く心附け罷り在り候

儀に御座候

前書申し上げ候通り少しも相違御座無く候、以上

御領分

天保五年七月十九日 上州新田郡境村

(一八三四)

名主

源次郎

貝渕

郡方

御役所

《用語・人物・地名等》

①【始末…しまつ】終始。処置。事情。

②【境村…さかいむら】新田郡のうち。初め幕府領、文政九（一八二六）年上総国貝渚（請西）藩領。村高は、「天保郷帳」二六八石余。寛永二〇（一六四三）年、日光例幣使街道が村の半分に通じた。現伊勢崎市境東。

③【字高岡前…あだたかおかまえ】『上野国郡村誌¹⁵ 新田郡』（一九八六年、群馬県文化事業振興会刊）上野国新田郡米岡村の項の字地に「高岡前 東西三町十間・南北一町三十間」とある。

④【高岡村…たかおかむら】新田郡のうち。旗本酒井氏領。村高は、「寛文郷帳」で畑方七石。「元禄郷帳」「天保郷帳」なども同高。幕末の「改革組合高帳」によると、尾島村寄場組合に属し、高七石・家数二七軒。明治三（一八七〇）年には四〇軒となったが、村内に耕地が少ないため、周辺の村へ出作する者が多かった。同九年、新田郡八木沼村と同郡高岡村が合併し米岡村に（群馬県）。同十二年、米岡村は世良田村の大字に。昭和三二（一九五七）年、大字米岡は佐波郡境町の大字となった。現伊勢崎市境米岡。

⑤【手負…ておい】傷つけられた人や動物。負傷者。また、傷を負わせること。

⑥【寸…すん】長さの単位の一つ。一寸は約三・〇三cm。

⑦【深手…ふかで】深い傷。重傷。

⑧【子細…しさい】細かいこと。詳しいこと。

⑨【九死…きゅうし】ほとんど死のうとするほどの危うい場合。

↓「九死に一生を得る」⇨九分通り助からぬ命を辛うじて助かる。

⑩【島村（嶋村）…しまむら】佐位郡のうち。慶長初年旗本二氏の相給。

寛文元（一六六一）年幕府領と旗本酒井・佐々木氏領。村高は、「天保郷帳」三五五石余。侠客の島村伊三郎は、小字立作の出身。現伊

勢崎市境島村。

⑪【見分（検分）…けんぶん】役人などが立ち会って検査すること。状況を査察すること。

⑫【検使…けんし】事実を調査・検視するために派遣する役人。また、その取り調べ。

⑬【申談…もうしだんず】相手と話し合う。談判する。

⑭【出来…しゅつたい】出てくること。事が起こること。発生すること。物ができあがること。

⑮【難儀…なんぎ】困難。苦しみ。苦勞。迷惑。悩み。

⑯【達て…たつて】しいて（強いて）。無理に。

⑰【是非…ぜひ】善いことと悪いこと。道理の有る無し。良否。

⑱【風聞…ふうぶん】噂。風説。風評。

⑲【木崎宿…きざきしゆく】⇨近世木崎村⇨新田郡のうち。明和元（一七六四）年、日光例幣使街道の宿駅として公認。初め幕府領、寛永七（一六三〇）年以降は旗本水野氏領。村高は、「天保郷帳」三三五石余。現太田市新田木崎町。

⑳【請書…うけしよ、うけがき】命令などに対する承諾書。また、金品などを受け取った旨を記した証明書。

㉑【油断無く…ゆだん】手抜き。注意を怠ること。

㉒【貝渚藩…かいぶちはん】⇨請西藩（じょうざいはん）⇨江戸後期の上総国に存在した藩。文政八（一八二五）年四月、藩主が若年寄に昇進し三千石の加増を受け、計一万石の大名に列して貝渚藩が成立した。天保五（一八三四）年十二月には三千石、天保十年三月には江戸城修築などの功を賞されて五千石を増され、計一万八千石を領した。現千葉県木更津市請西付近の陣屋を藩庁とした。

《内容解説》

この文書は、天保五（一八三四）年七月十九日、上州新田郡境村（現伊勢崎市境東）の名主・源次郎が、領主・貝渚藩の郡方役所へ提出した、島村伊三郎殺害一件に関する始末申上書（控）である。伊三郎が放置されたのは、同郡高岡村（高七石）であつたが、同村が小村のためか、北西に隣接する境村へ知らせが来た。

文書の内容について、以下時系列でA～Fの順に記してみる。

A…七月二日夜、境村地内に負傷者が倒れていた件を過日、（領主役所へ）御知らせしたところ、事の始末（経緯）をお尋ねであり、改めてお知らせする。

B…境村字高岡前という山地（以前より酒井市郎右衛門様御知行所同郡高岡村・組頭・藤七が所持する地所）に、同月三日朝、山主の藤七が右地所の見廻りをしていたところ、立ち木が生い茂っている中に負傷者が倒れている（のを見付けた）、と同人から境村役人たちへ知らせてきた。驚き入り、取り敢えず、その場所へ駆け付けた。

C…一同が立ち会い、しっかりと顔や身体を見て疵を確認した。

肩先から背中にかけて一尺七寸から八寸程（約五一・五cm～五四・五cm）、腰の周りに式寸から三寸程（約六・一cm～約九・一cm）の疵が五か所程あつた。どれも深い傷であり重傷であつた。詳しいことを本人に尋ねたが受け答えはなく、九死一生の体であつた。

D…身元を取り調べたところ、前書の藤七が、以前から知っている佐位郡島村（現伊勢崎市境島村）の伊三郎という者である、と言うので、早速同村へ知らせた。

E…伊三郎の親類松之助・次郎八という二名が来たので、負傷者を見させ、調査・検視するための役人派遣を役所へ御願ひするべき旨を話し合っていたが、（島村の親類二名が、）そのようにするとかえって迷惑になるので、今後どのような事が起こっても境村へ少しも苦勞・迷惑をかけるので、無理にでも（伊三郎の身柄を）引き渡してくれ、と言うので、良いも悪いも無く、これまでの経緯を証文に認め、（伊三郎の身柄

を）引き渡した。その後の風聞では、間もなく（伊三郎は）死亡したということである。

F…七月十三日、関東取締出役様方からの使者・木崎宿問屋の軍蔵ほか二名が当村へ来た。彼らが申すには、「伊三郎を殺害した者どもは、新田郡国定村無宿忠次郎・同郡三ツ木村無宿文蔵、その他同類の八人ほどである。この者どもが、万一当境村へ立ち廻ることがあれば捕縛し、関東取締出役の宿泊先へ届け出よ」と申し通すよう言われてきたということであつた。直ぐに別紙写しの通り、使者中宛て請書を差し出し、昼夜油断無く心付けている。

この中で、Eの伊三郎の親類・島村の二名が、現場へ駆け付けた際の記述に注目したい。境村役人たちが、事件を調査・検視するために「御検使」の派遣を願い出ようと相談していたところ、島村の二人が、それでは、むしろ逆に「迷惑」致すので、以後どのようなことが起ころうとも境村へ苦勞をかけないから手負人の伊三郎を引き渡してくれ、と強いて申すので引き渡した、という記述である。この部分は、Aの境村役人が領主・貝渚藩役所へ送った第一報文書の身柄引き渡し対応に関する申し開き（申し訳）の意味合いが読み取れる。

この事件の後、関東取締出役・最寄り寄場組合は、国定村無宿忠次郎・三ツ木村無宿文蔵の探索・捕縛が急務となった。忠次郎らが、小村の高岡村に伊三郎を放置したのは、意図的に搜索を遅らせ、手間取らせるねらいがあつたのかもしれない。なお、今回掲載の文書は、当館寄託「福島英一家文書」（P.O.—O.No. 一四一七）であり、『群馬県史 資料編14』（一九八六年十月発行）にも資料番号四七九「天保五年七月 新田郡境村伊三郎殺害につき国定村忠次郎ほか手配請書」と採録されている。ただ、境村名主・源次郎が別紙写しの通り、関東取締出役の使い中まで請書を差し出したのであつて、文書全体は柱書の通り貝渚郡方御役所宛て「始末書」又は「始末申上書」である。



現在の木崎宿（太田市新田木崎町、西方・境町方向をのぞむ）



三ツ木の文蔵の墓（伊勢崎市境三ツ木）